

入札説明書

福岡県川崎町が発注する平成30年度 川崎統合中学校 川崎中学校解体工事(2期)に係る入札公告に 基づく一般競争入札(JV方式)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成30年5月22日(火)

2 工事名 平成30年度 川崎統合中学校 川崎中学校解体工事(2期)

3 工事場所 福岡県田川郡川崎町大字川崎3670番地

4 工事概要 校舎棟及び外溝の解体

校舎棟 RC造3階建 延床面積 5,129.00㎡

建物及び工作物等 1.0式 ・ 建物内外設備機器等撤去 1.0式

埋設配管等撤去 1.0式

5 工期 自 平成30年7月11日
至 平成30年10月31日

6 入札書比較価格

116,980,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

7 最低制限価格

105,282,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

8 契約及び工事に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 入札及び契約に関すること

〒827-850 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場 防災管財課 防災管財係 (役場庁舎二階)

TEL 0947-72-3000 内線 235・236 fax 0947-72-3416

(2) 工事に関すること

〒827-850 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場 建築課 建築係 (役場庁舎二階)

TEL 0947-72-3000 内線 211・212 fax 0947-72-3088

9 入札参加資格（入札参加資格は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。）

川崎町建設工事指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則第1条及び第3条第1項第1号、第5号、第6号、第8号の規定を準用し、資格基準に該当する者をいう。

10 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ)

この工事は、特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)による共同施工方式とし、各構成員が平成30年6月4日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1)すべての構成員に対する条件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触しない者
- イ 経営状態が健全であると認められる者
- ウ 県知事が実施する経営事項審査証明書のある者
- エ その他関係法令に違背しない者
- オ 結成方法は、自主結成とする
- カ 2者組合せによるJVの施工とし、出資比率は「70%・30%」であること
また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることができない
- キ 同族系及びグループ企業においては、1企業のみ参加できるものとする

(2)JVの代表構成員に対する条件

- ア 平成30年度以降において、川崎町建設工事指名競争入札参加資格申請書を川崎町長に提出し、建築一式業及びとび・土工・コンクリート工事業または解体工事業として受理されていること(ただし、町外業者は川崎町建設工事指名競争入札参加資格申請書は、随時受付のため、入札参加願の受付終了まで受理可能とする。)
- イ 福岡県内に本店、支店若しくは営業所を有し、経営事項審査結果(最新)の建築一式業の総合評点が**800点以上**であること
- ウ 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること
 - (ア)一級土木施工管理技士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること
 - (イ)監理技術者にあつては、指定建設業監理技術者資格者証を有すること
- エ 国、福岡県及び川崎町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと
- オ 建設業法第16条の規定による特定建設業の許可を受けていること
- カ 対象工事の工種に係る建設業の許可を受けてから10年以上の営業実績があること

(3)JVの他の構成員に対する条件

- ア 平成30年度以降において、川崎町建設工事指名競争入札参加資格申請書を川崎町長に提出し、建築一式業、とび・土工・コンクリート業または解体工事業として受理され、建築一式について格付け**1等級**であり、川崎町内に本店、支店若しくは営業所を有していること
- イ 当該工事に対応する許可業種に係る、主任技術者を工事現場に専任で配置することができること
- ウ 国、福岡県及び川崎町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと

11 入札参加願の受付

入札に参加を希望する者は、以下(3)提出書類に掲げる書類を郵送又は持参の上提出すること。

(1) 受付期間

平成30年5月22日(火)から平成30年6月4日(月)までの土、日、祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

8の(1)の部署とする。

(3) 提出書類

- ① 特定建設工事共同企業体(JV)結成届及び一般競争入札参加願
- ② 特定建設工事共同企業体協定書
- ③ 誓約書
- ④ 委任状
- ⑤ 経歴書
- ⑥ 主任(監理)技術者の資格・工事経験調書
- ⑦ 主任(監理)技術者の資格書の写し・雇用証明の写し(保険証可)
- ⑧ 建設業許可通知書の写し
- ⑨ 経営事項審査結果通知書の写し

※ ⑤～⑨の書類に関しては全構成員分を提出すること。

(4) その他

- ・提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・提出書類は、川崎町において無断で目的外使用することはない。
- ・提出書類は、返却しない。

12 入札参加願等の作成説明

入札参加願等の作成に関する説明は次のとおりとする。

- (1) 入札参加願等の作成説明会は行わない。
- (2) 入札参加願等の作成に係る質問は受付期間中随時受け付ける。ただし、電話によるものも可とし、受付は8の(2)の部署とする。

13 入札参加確認通知及び仕様書の配布について

- (1) 入札参加資格があると認められたJVについては、平成30年6月14日(木)までに電話にて事前連絡を行うものとする。
- (2) 入札参加できないと決定したJVについては、平成30年6月18日(月)までに書面にてその旨、通知を行うものとする。
- (3) 入札参加資格があると認められたJVについては、平成30年6月18日(月)に、入札参加確認通知及び仕様書を配布する。

14 質問書受付及び回答

(1) 質問書の受付

- (ア) 質疑は、原則文書での方法となっているが、迅速な対応を図るためにもFAX並びに電子メールのどちらでも可能とする(A5様式)。ただし社名、担当部局、担当者名、FAX及び電子メールアドレスを必ず記入の事。

- (イ) FAX及び電子メールで質疑を行った場合、その旨の連絡をする事。
- (ウ) 質疑がない場合は、質疑書の提出又は、質疑がない旨の連絡は必要ないものとする。

※ なお、質疑書は、社名記入及び社印押印したものを入札当日持参し、落札者のみ提出する事。

受付場所

8の(2)の部署とする。

受付期間

平成30年6月18日(月)～平成30年6月22日(金)の土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、原則、質疑をされたJVのみに行うものとし、電子メールにて回答する。ただし、事前に希望があった場合にのみ、FAXでの回答を行うものとする。

期 間

平成30年6月25日(月)～平成30年6月29日(金)の土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

15 図面の配布及び回収

図面については、PDFデータ(CD-ROM)を配布するものとする。なお、配布したデータ は入札の際に回収するので、必ず持参する事。

16 入札に参加できないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 入札参加できないと決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には平成30年6月21日(木)までに書面(様式は自由)を提出して行わなければならない。
- (3) 説明要求は書面によるものとし、持参もしくは郵送又はFAXによるものとする。
- (4) 説明を求められた場合、平成30年6月27日(水)までに説明を求めたものに対し書面により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先は8の(2)の部署とする。

17 入札及び開札

(1) 日 時

平成30年7月9日(月) 午前10時

(2) 場 所

福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2
川崎町役場 二階 入札室

(3) 入札の方法

- (ア) 入札者は、入札受付にて入札参加確認通知書を提示し、確認を受けること。
- (イ) 入札は、川崎町の定める入札書により作成し、入札の日時に入札場所において工事費内訳書とともに提出する。ただし、郵送は認めない。
- (ウ) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

- (エ)入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。
- (オ)入札執行回数は1回とする。
- (カ)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か否かを問わず消費税を含まない金額を記載すること。
- (キ)その他、発注者が定める規定による。
- (ク)入札時刻は、厳守し、定刻に入口を施錠する。
- (ケ)入札参加者が3者(3つのJV)以上でない場合、入札は執行しないものとする。

(4) 開札の方法

開札は、入札後、直ちに入札者又はその代理人の立ち会いのもとで行う。

18 工事費内訳書の提出

- (1)入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2)工事費内訳書は、返却しない。

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

川崎町財務規則第142条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、川崎町を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付が免除される。

20 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1)入札者が入札参加資格のない場合及び当該入札日が指名停止期間となる場合の入札。
- (2)同一入札者による、二通以上の入札。
- (3)金額の記載のない入札。
- (4)金額の重複記載又は誤字脱字により、必要事項を確認できない入札。
- (5)入札者又はその代理人の記名押印がない入札。
- (6)不正行為(談合等)があったと認められる入札。
- (7)入札者が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (8)前各号に掲げるもののほか、法令又は入札条件に違反する入札。
- (9)工事費内訳書の提出は入札条件とし、提出がない場合は入札の無効となる。
- (10)入札書と工事費内訳書の金額が同額でない場合は入札の無効となる。

21 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札者のうち、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が二者(2つのJV)以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。

22 契約について

契約の締結は、川崎町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決があった旨を発注者から請負者に、通知したときに効力を生じるものとし、当該通知の日をもって本契約日とする。

23 CORINS登録

請負金額が500万円以上の工事に関しては、すべてCORINS登録を義務付けており、本工事もこれに該当するため、効力発生通知受理後に速やかに登録すること。